

# 病児・病後児保育のご案内

佐久地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、佐久市で実施している病児・病後児保育が、立科町に住所があれば利用できるようになりました。

病児・病後児保育は、保育園に通園されているお子さん等が、病気の治療中または回復期にあり、集団保育が適当でなく、保護者の就労等により家庭で保育できない場合に、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが一時的にお預かりする保育サービスです。

## 実施施設

【病後児保育】 岸野保育園 佐久市伴野1792-1 TEL.0267-63-0123  
【病児保育】 浅間総合病院 佐久市岩村田1862-1 TEL.0267-67-2295

## 対象児童

町内在住の1歳から小学校就学前までの児童で、次の要件に当てはまる場合です。

- 保育所等に入所している児童で、病気の治療中または回復期にあり、医療機関における入院治療は要しないが集団保育を受けることができない児童。
- 保育所等を利用していない児童で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、冠婚葬祭等の理由により保護者による保育が困難で、病気の治療中または回復期のため一時保育が受けられない児童。

## 利用できる症状など

- 【熱の場合】 登園時に38度以上熱のある場合はお預かりできません。
- 【嘔吐・下痢、胃腸障害の場合】 激しい腹痛、頻繁におこる下痢、嘔吐の場合はお預かりできません。また特別な病児食や献立が必要な場合もお預かりできませんが、現状の給食で対応できる範囲についてはお預かりします。
- 【眼科】 伝染病でない場合は、お預かりできます。
- 【耳鼻科】 診療情報提供書があればお預かりできます。
- 【外傷の場合】 骨折や縫うようなケガの場合でも、診療情報提供書があればお預かりできます。
- 【感染症の場合】 学校保健安全法に基づくもので、いずれも急性期を過ぎ、回復状態になった場合とします。

※お子さんの症状や状態によっては、お断り若しくは途中でお迎えをお願いすることがあります。

## 利用定員

各施設とも、原則1日4名。

## 保育時間

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）  
午前8時から午後6時まで

## 保護者負担金

区分	時間	3歳以上児	3歳未満児
保育料	午前8時～正午	450円	1,000円
	正午～午後4時	450円	1,000円
	午後4時～6時	1時間につき150円	
給食費	日額400円（乳児用ミルク等を持参の場合は、費用は発生しません。）		

※年齢は、当該年度の4月1日の年齢による。

## 利用方法

- ①利用を希望する場合、事前に登録が必要です。（教育委員会子育て教育係に登録申請書を提出）
- ②利用するときは、予約が必要です。（保護者が事前に利用希望日に利用が可能かどうか実施施設に確認をする。）
- ③かかりつけ医の診察を受けて、病児・病後児保育利用にあたっての意見を聴きます。（診察を受け、「診療情報提供書」に記入してもらう。）
- ④予約した実施施設に利用申込みを行い、当日書類の提出をします。（利用申込書・診療情報提供書）  
なお、1回の利用期間は原則として7日以内です。

